

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月1日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(産業医) 第14条 略 2・3 略 4 統轄安全衛生管理者等は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。<u>以下「省令」という。</u>） 第14条の3第4項各号に掲げる事項を衛生委員会（法第18条第1項に規定する衛生委員会をいう。以下同じ。）又は安全衛生委員会（法第19条第1項に規定する安全衛生委員会をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(作業主任者) 第15条 略</p> <p><u>(化学物質管理者及び保護具着用管理責任者)</u> <u>第15条の2 本部、第1種センター及び第2種センターに化学物質管理者（省令第12条の5に規定する化学物質管理者をいう。以下同じ。）及び保護具着用管理責任者（省令第12条の6に規定する保護具着用管理責任者をいう。以下同じ。）を置く。</u> <u>2 化学物質管理者は、省令第12条の5第1項又は第2項に規定する化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u> <u>3 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</u> <u>4 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者は、本部にあつては本部安全衛生管理者が、第1種センター及び第2種センターにあつてはセンター安</u></p>	<p>(産業医) 第14条 略 2・3 略 4 統轄安全衛生管理者等は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条の3第4項各号に掲げる事項を衛生委員会（法第18条第1項に規定する衛生委員会をいう。以下同じ。）又は安全衛生委員会（法第19条第1項に規定する安全衛生委員会をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(作業主任者) 第15条 略</p>

全衛生管理者が選任する。

(中央安全衛生委員会)
第16条 略

(中央安全衛生委員会)
第16条 略

附 則
この規程は、令和6年4月1日から適用する。